

## 東浦町学校給食センター運営委員会委員名簿

| No. | 職 名 等             | 氏 名   | 備 考            |
|-----|-------------------|-------|----------------|
| 1   | 半 由 保 健 所 長       | 子安 春樹 | 新 任            |
| 2   | 学 校 保 健 会 長       | 日高 啓量 | 再 任            |
| 3   | 藤 江 小 P T A 副 会 長 | 石川 舞依 | 新 任            |
| 4   | 生 路 小 P T A 会 長   | 佐口 愛  | 新 任            |
| 5   | 片 葩 小 P T A 副 会 長 | 阿部 雄二 | 新 任            |
| 6   | 石 浜 西 小 P T A 会 長 | 升澤 千鶴 | 新 任            |
| 7   | 緒 川 小 P T A 副 会 長 | 深谷 麻未 | 新 任            |
| 8   | 卯 ノ 里 小 P T A 会 長 | 戸田 昌治 | 新 任            |
| 9   | 森 岡 小 P T A 副 会 長 | 松井 有香 | 新 任            |
| 10  | 東 浦 中 P T A 会 長   | 長坂 浩美 | 再 任            |
| 11  | 北 部 中 P T A 副 会 長 | 間瀬 亮太 | 新 任            |
| 12  | 西 部 中 P T A 会 長   | 山崎 千聡 | 再 任            |
| 13  | 東 浦 町 校 長 会 長     | 鈴木 浩美 | 新 任<br>教育委員会職員 |
| 14  | 給 食 担 当 校 長       | 青木 俊  | 新 任<br>教育委員会職員 |
| 15  | 給 食 主 任 教 諭 代 表   | 市野 司  | 新 任<br>教育委員会職員 |

○任期 2024年7月1日から2025年6月30日まで

## 東浦町学校給食センター運営委員会事務局名簿

| No. | 職 名 等           | 氏 名   | 備 考 |
|-----|-----------------|-------|-----|
| 1   | 教 育 長           | 庄子 亨  |     |
| 2   | こ ど も 未 来 部 長   | 神谷 敏彦 |     |
| 3   | こ ど も 未 来 部 次 長 | 長坂 亮  |     |
| 4   | 教育課長兼学校給食センター長  | 青木 恭弘 |     |
| 5   | 教育課主幹兼指導主事      | 岩本 和也 |     |
| 6   | 教育課統括課長補佐兼指導主事  | 桑山 晃司 |     |
| 7   | 教育課課長補佐兼給食係長    | 大塚あゆ美 |     |
| 8   | 栄 養 教 諭         | 小田 敦子 |     |
| 9   | 栄 養 教 諭         | 中山希代美 |     |
| 10  | メーキュー株式会社業務責任者  | 田中 慎也 |     |

## 東浦町学校給食センターの設置に関する条例

昭和47年3月24日 条例第15号

### (目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により学校給食センター(以下「給食センター」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東浦町学校給食センター
- (2) 位置 東浦町大字緒川字三ツ池一区7番地

### (管理)

第3条 給食センターは、東浦町教育委員会において管理する。

### (職員)

第4条 給食センターには、所長以下必要な職員を置く。

### (運営委員会)

第5条 給食センターには、その運営に関する事項を審議するため、給食センター運営委員会を置く。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、東浦町教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月28日条例第5号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日条例第18号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 東浦町学校給食センター運営委員会規則

昭和47年3月24日 教育委員会規則第1号

### (目的)

第1条 この規則は、東浦町学校給食センターの設置に関する条例第5条の規定により給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 運営委員会は給食センターの運営に関する重要な事項を調査及び審議する。

### (組織)

第3条 運営委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係学校長
- (2) 関係学校PTA会長及び副会長
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募により選考された者

3 委員の任期は、1年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- 委員長 1名  
副委員長 1名

2 役員は委員の互選による。

### (会議)

第5条 会議は委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

### 附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年7月15日 教委規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の東浦町学校給食センター運営委員会規則第3条第1項の規定に基づき委嘱されている委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

附 則(平成24年11月29日教委規則6号)

この規則は、公布の日から施行する。